

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

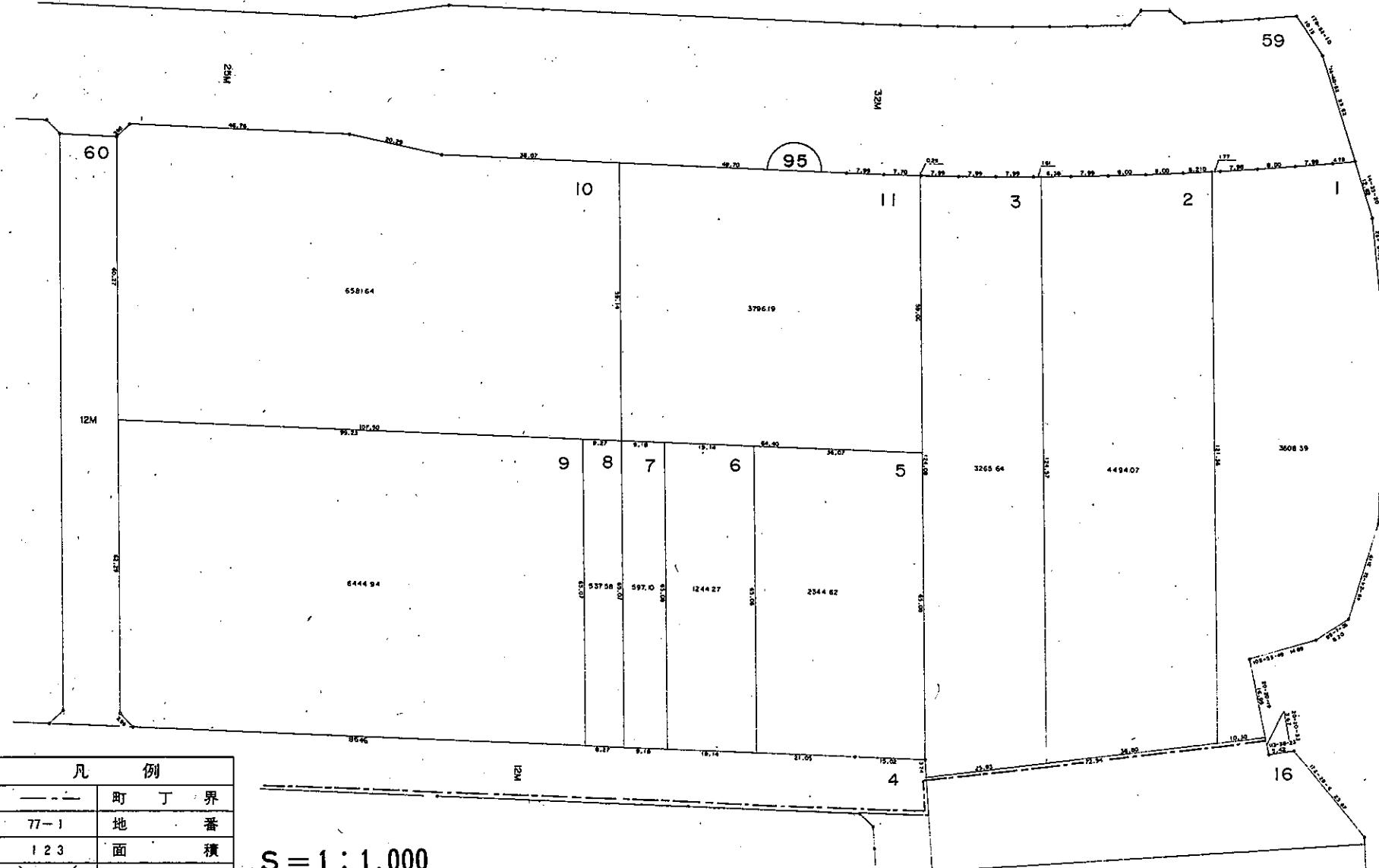
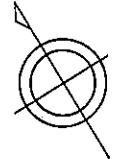
灘南部土地区画整理事業 地圖確定図

(木場半八反町 1 番地～11 番地)

換地処分以降の土地の管理は各権利者においておこなってください。

境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問いません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。



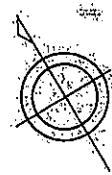
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

現況とは必ずしも一致しないことがあります。換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものであります。

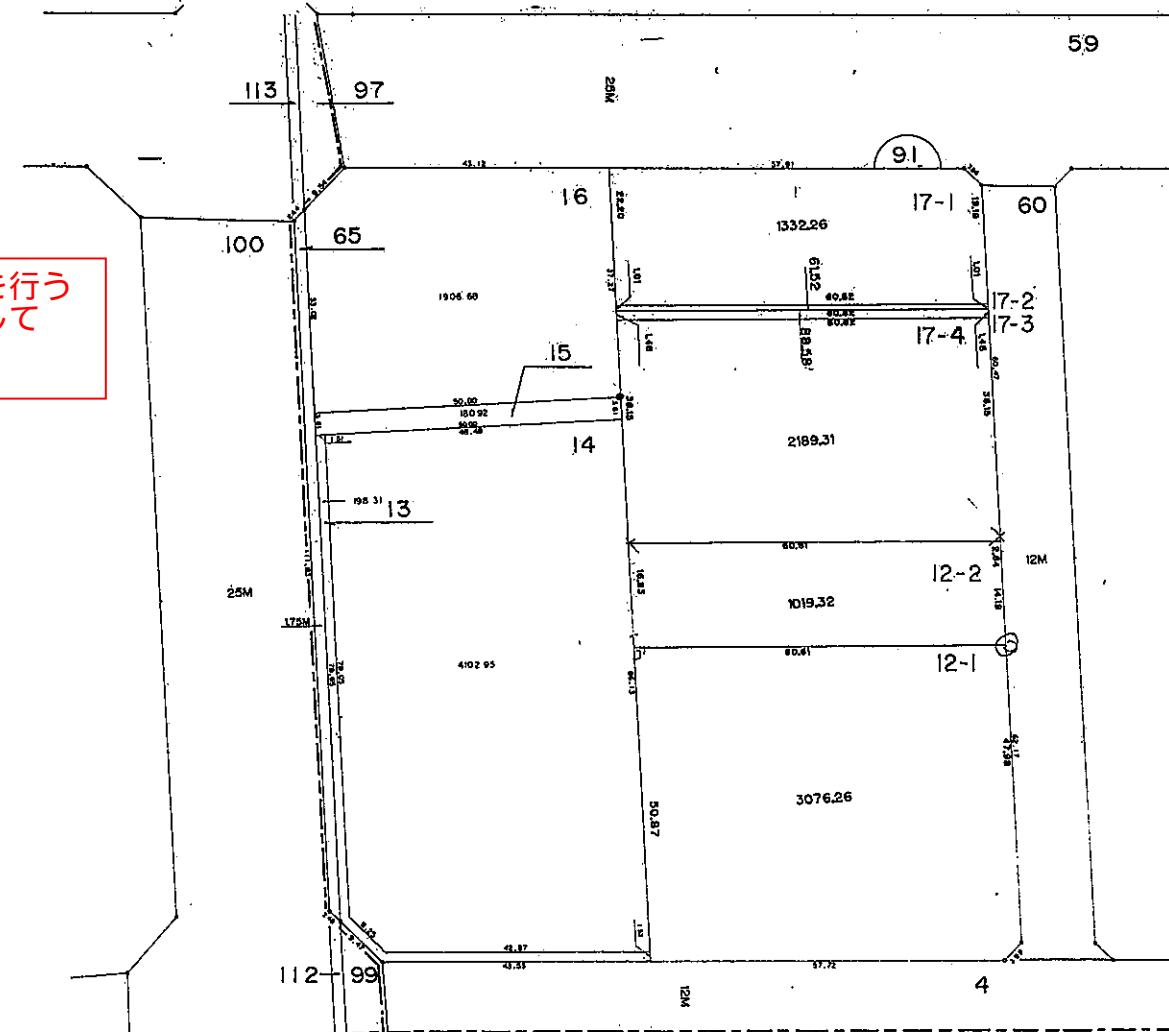
(木場十八反町 12 番地～17 番地)

境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。



S = 1:1,000

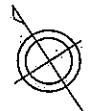


凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
12.3	面 積
6M	街 路 巾 員

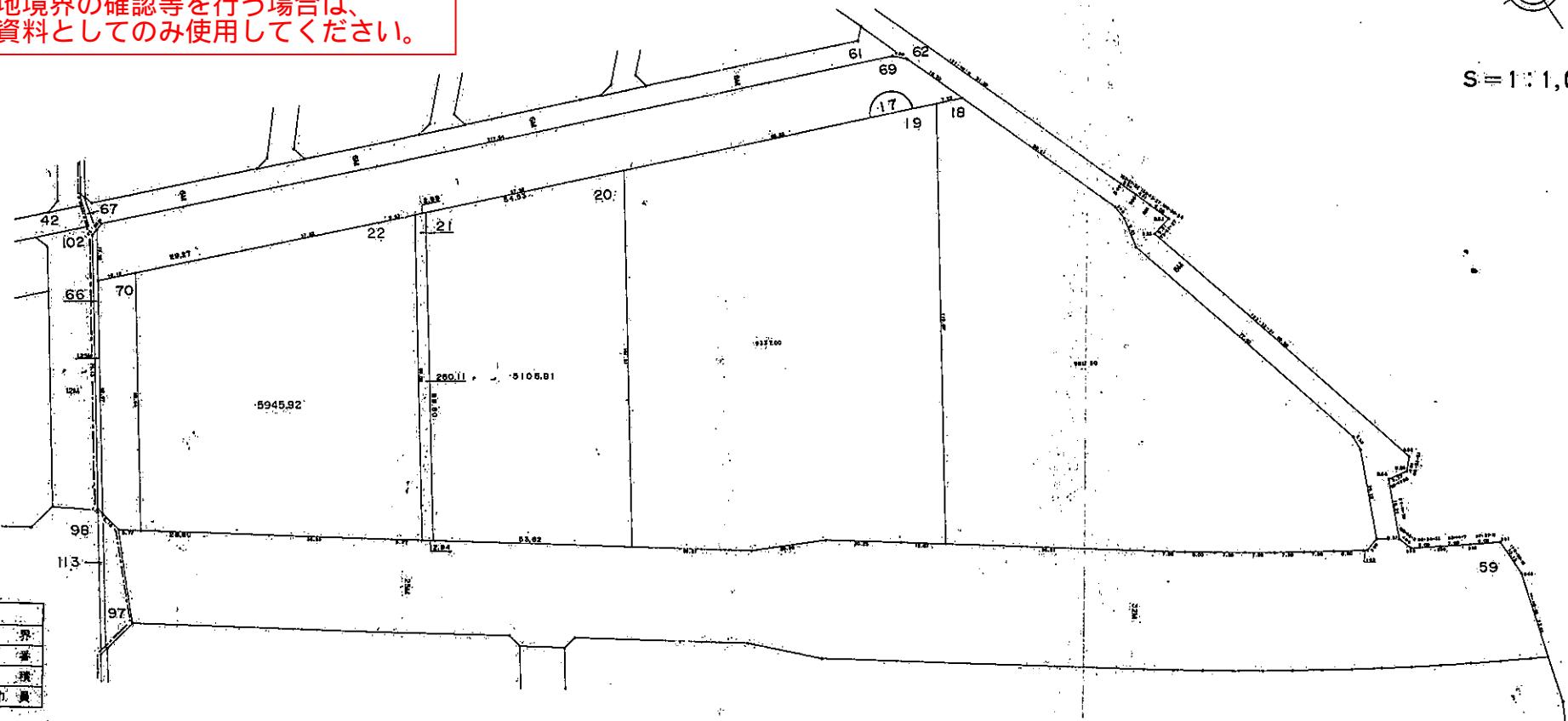
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(木場十八反町 18 番地～26 番地)

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。



S = 1:1,000

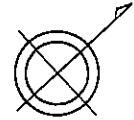


現況とは必ずしも一致しないことがあります。

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

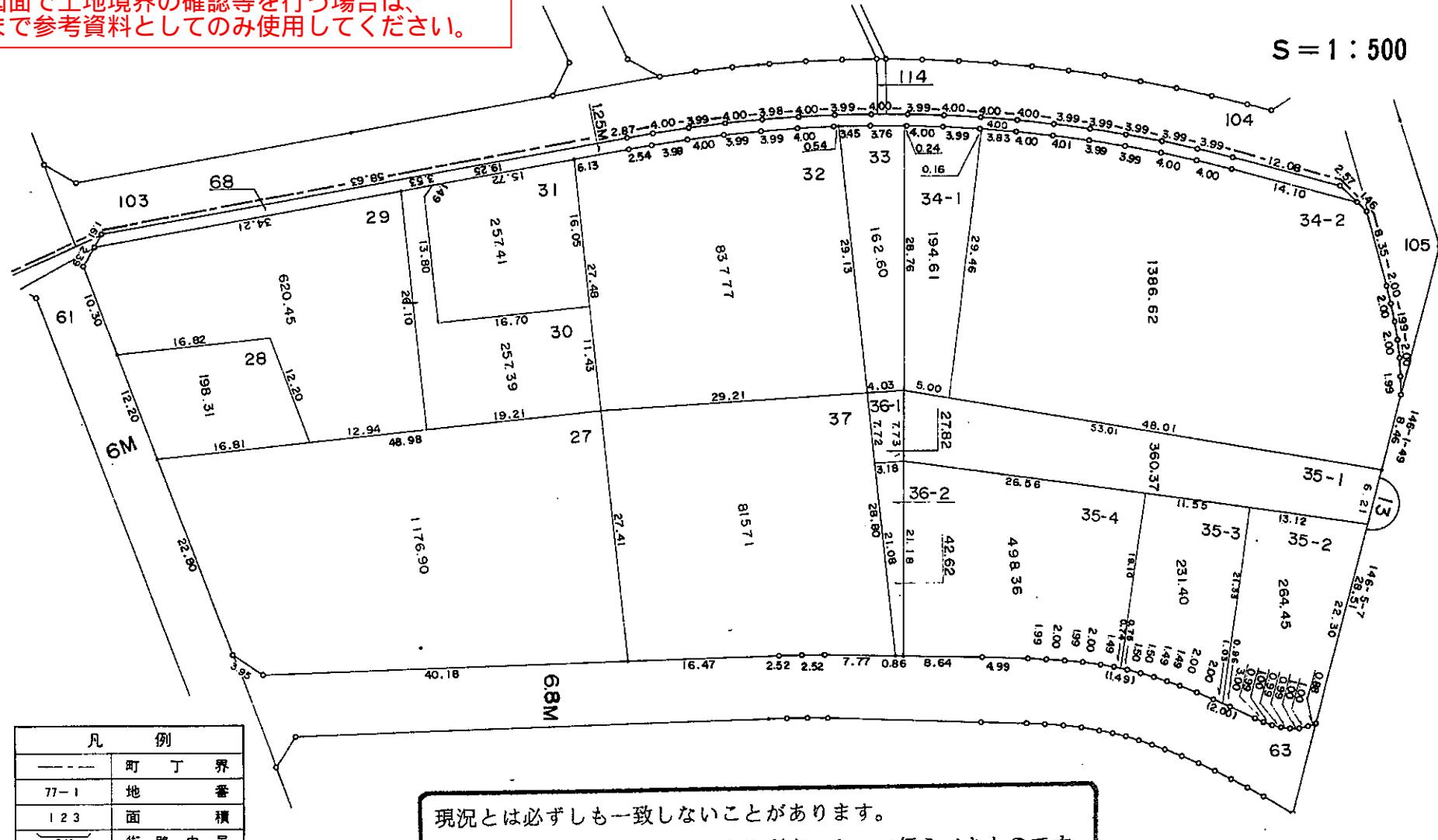
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(木場十八反町 27 番地～37 番地)



この画面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

S = 1 : 500



凡 例		
— — —	町 丁 界	
77-1	地 番	
1 2 3	面 積	
6 M	街 路 巾 員	

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

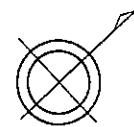
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。

境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

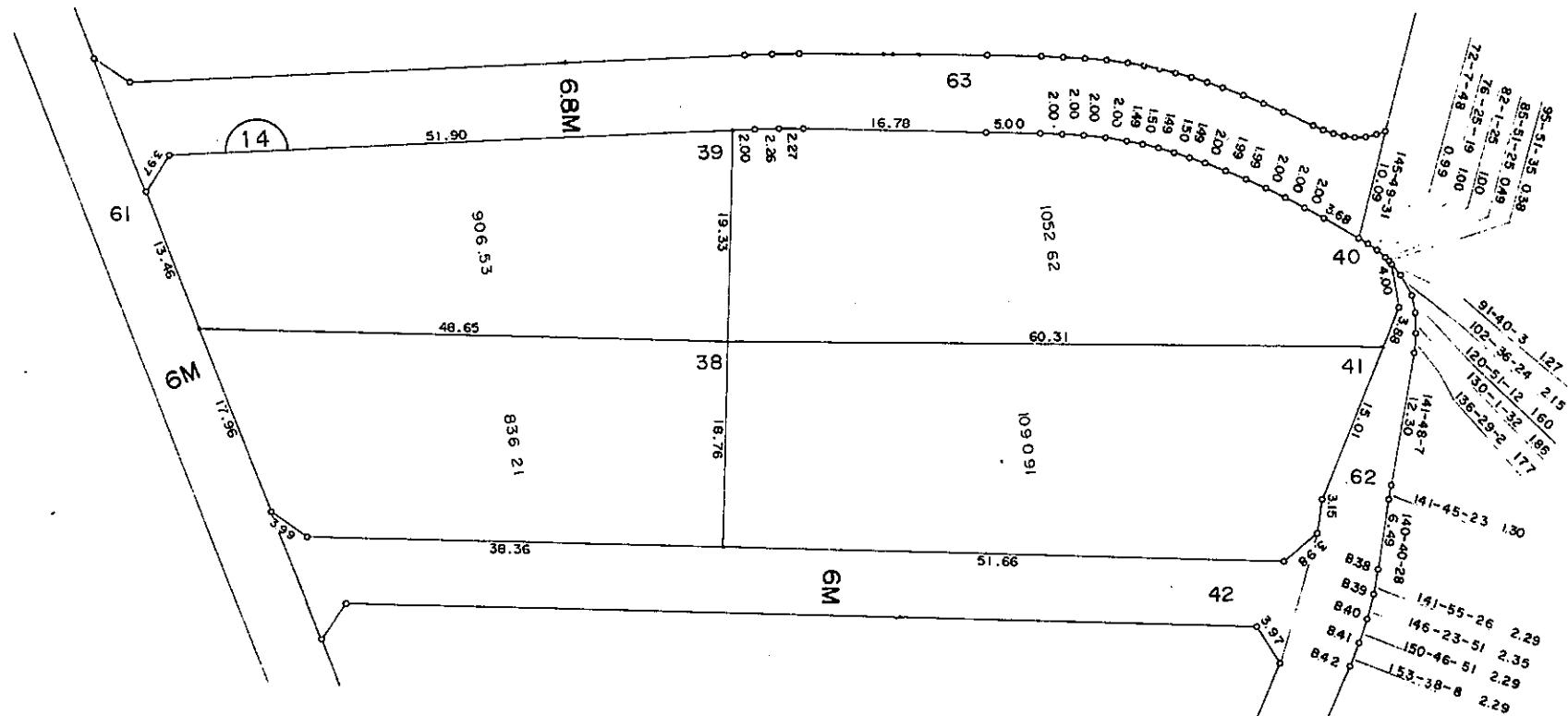
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(木場十八反町 38 番地～41 番地)



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

S = 1 : 500



凡 例	
— — —	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

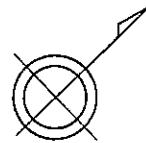
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。

境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

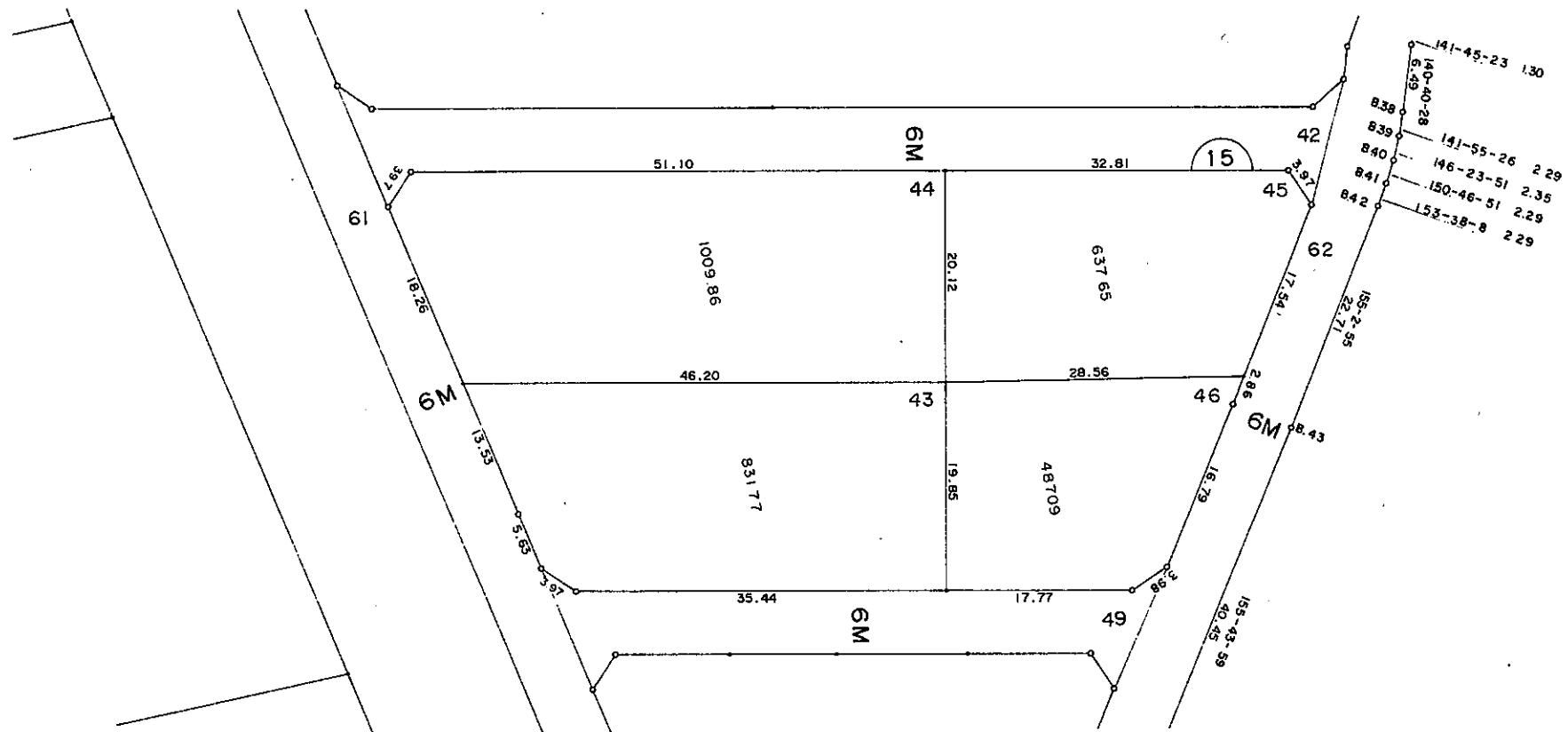
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(木場十八反町 43 番地～46 番地)



S = 1 : 500



凡 例		
— — —	町 丁 界	
77-1	地 番	
1 2 3	面 積	
6 M	街 路 巾	員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

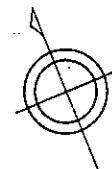
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。

境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

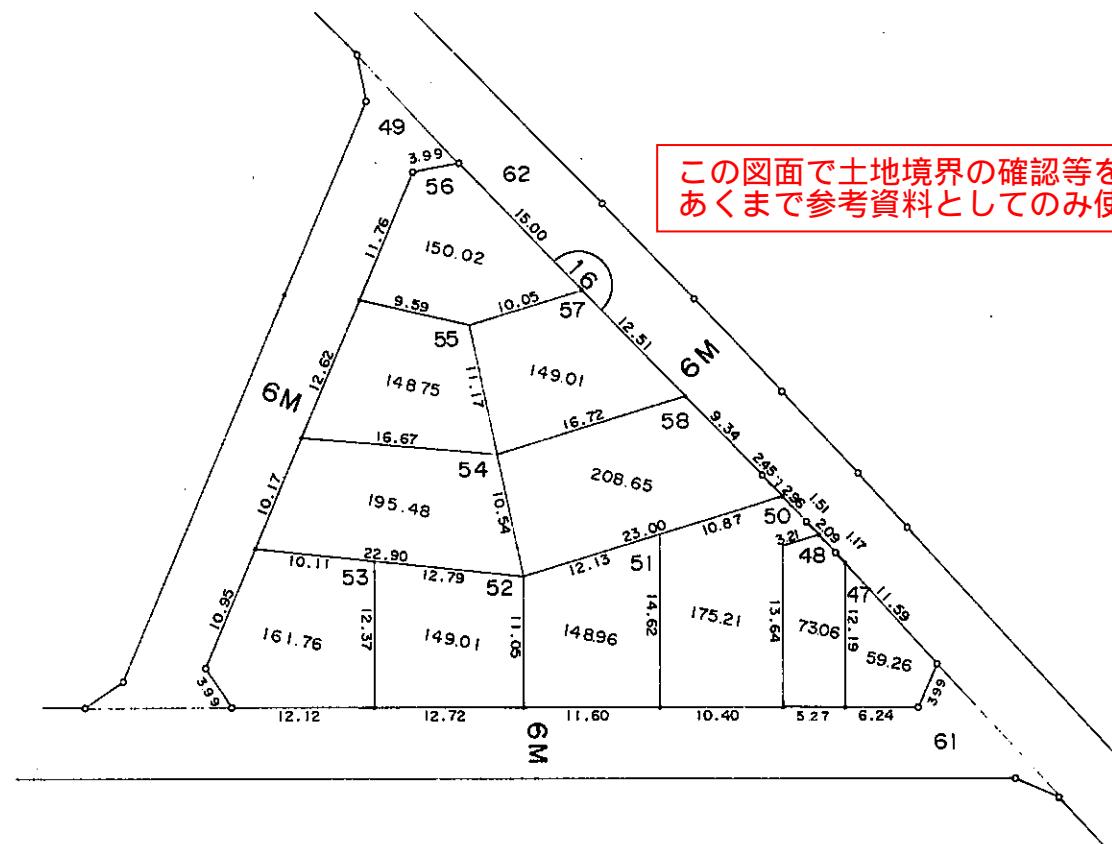
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(木場十八反町 47 番地～ 58 番地)



S = 1 : 500

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。



凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。

境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。